

第3回 第1段階で黒字が出た場合 (短期的解消が見込まれない場合)

第1段階で剰余金が出て、短期解消が見込まれる場合は前回のポイントシリーズでご説明したように、翌年度又は翌々年度に当該事業に使用する短期的な特定費用準備資金として積立てるか又は、翌年度又は翌々年度に当該事業に使用する旨の説明をして流動性資金として保持するの、二通りの対応策があることを説明しました。

それでは短期解消が見込まれない場合はどうするかというのが今回の説明になります。

【説明】

1-3 「(本来)の特定費用準備資金として積立てる」

(ガイドライン5(1)①、同7(5)②、FAQV-3-④、V-4-②)

将来の特定の活動の実施のために特別に支出するために積み立てる資金で、新規事業の開始、既存事業の拡大、周期的に開催されるイベントや記念事業の費用などが対象となります。なお、法人会計や収益事業等の費用に積立てる特定費用準備資金は遊休財産の控除対象にはなりませんが、収支相償計算においてもみなし費用として認められる特定費用準備資金は公益目的事業に限られます。

特定費用準備資金を積立てるときは、①、当該資金による活動が見込まれる②、他の資金と分別管理する③、目的外取り崩し原則禁止、やむを得ず取り崩しする場合の手続きを定める④、積立限度額を合理的に算定⑤、③と④につき事務所備え置き、閲覧に供する、の5要件を充足する必要があります(内閣府規則第18条第3項)。

なお、一定額を毎年目標額に達するまで積立てなければならないかという質問がよくありますが、上記5要件にはありませんので、一定額ではなく事業年度ごとに任意の金額を積立てるということになります。

1-4 「将来の収支の変動に備えて資金(基金)を積立てる」

(G.5(1)①、FAQV-3-④、V-4-③)

「例えば予備費等の名目で、単に将来の一般的な備えや資金繰りのために保有している資金は特定費用準備資金に該当しませんが、将来の収支の変動に備えて法人が自主的に積立てる資金(基金)については、過去の実績や事業環境の見通しを踏まえて、活動の見込みや限度額の見積もりが可能などの要件を満たす限りで特定費用準備資金を用いることができます。」と上記のFAQで説明さ

れています。運用収益や事業による収入は社会経済環境によって変動することが一般的です。ある事業年度において予想以上の収益を上げた、しかし、過去の実績や今後の見通しを踏まえると、次年度以降は収入が減少することが見込まれるという事態もあり得ます。

予想以上の収入があるときに事業を拡大してしまうと、次年度以降は逆に事業を縮小しなければならないということにもなりかねません。事業を年度によって拡大したり縮小したりするより、安定的に一定の事業を継続することが好ましい場合もあり得ます。「将来の特定の活動」が、1－3で説明したような将来において追加的に実施を予定している事業ではなくても、このような事情を合理的に説明できるならば、特定費用準備資金を積立てることが可能になります。

以上